

➤ 気賀小、井伊谷小、三ヶ日東小の土曜日放課後児童会を利用する方へ

令和8年度 浜松市土曜日放課後児童会のご利用案内

(運営事業者：株式会社アンフィニ)

令和8年度の土曜日放課後児童会の利用を希望される方は、この案内をお読みいただき、必ず事前に利用登録等の手続きを行った上で、ご利用くださいますようお願いいたします。
利用登録は毎年度必要です。

◎次の期日までに下記の利用登録手続き等を行ってください。

利用開始月	各手続きの期限・提出先
令和8年4月	<p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書 提出期限：令和8年3月6日（金）まで 提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> • 土曜日基本料（日額700円） ※市が徴収します 平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落としますので、<u>土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。</u> • 会費（おやつ代） ※運営事業者（アンフィニ）が徴収します。 平日ご利用分の保護者負担金（おやつ代）と同じ支払い方法（「enpay（エンペイ）」）になりますので、土曜日ご利用分としての新たな登録は不要です。
令和8年5月 以降	<p><利用登録手続き></p> <p>提出書類：利用登録書 提出期限：土曜日利用の開始を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない） 提出先：平日ご利用の放課後児童会</p> <p><支払手続き></p> <p>上記「利用開始月が令和8年4月」の場合と同様です。</p>

<問い合わせ先>

- 土曜日放課後児童会の利用方法やおやつ代の手続きに関すること
株式会社アンフィニ 浜松支店 053-489-5461
- 土曜日放課後児童会の制度に関すること
浜松市学校・地域連携課 児童会管理グループ 053-457-2423

1. 土曜日放課後児童会の概要

(1) 土曜日放課後児童会の利用対象となる児童

平日に浜松市が実施する放課後児童会を利用しており、就労証明書等で、保護者の土曜日の就労等が確認できる家庭の児童のみ利用できます。

(2) 開設場所

開設場所	放課後児童会名	所在地
気賀小学校	気賀放課後児童会	浜名区細江町気賀 11529-1
井伊谷小学校	井伊谷放課後児童会	浜名区神宮寺町 8-1
三ヶ日東小学校	三ヶ日東放課後児童会	浜名区三ヶ日町都筑 2266-2

※ 利用できる土曜日放課後児童会は、「利用登録書」で選択した1か所のみです。年度途中での変更はできません。

※ 利用登録状況により、合同開所となる場合がありますので、その場合は事前にご連絡いたします。

(3) 開設時間

午前8時～午後6時30分 ※ 昼食は各自持参していただきます。

(4) 開設日（年間開所予定日数 50 日）

令和8年										令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月
4日	2日	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日		9日	6日	6日
11日	9日	13日	11日	8日	12日	10日	14日	12日		16日	13日	13日
18日	16日	20日	18日	22日	19日	17日	21日	19日		23日	20日	20日
25日	23日	27日	25日	29日	26日	24日	28日	26日		30日	27日	27日
30日										31日		

※警報発令時等により児童の安全が確保できないと判断した場合や、学校行事等により使用できない場合は、急遽休会とすることがあります。

(5) 保護者負担金

「土曜日基本料」は浜松市が徴収し、その他おやつ代などの「会費」は運営事業者が徴収します。

①土曜日基本料 ※市が徴収します。

日額 700 円

②会費（おやつ代） ※運営事業者（アンフィニ）が徴収します。

詳細は運営事業者へご確認ください。

2. 利用登録手続き

入会の時期等に応じて、手続き期限が異なります。下記をご確認いただき、期日までに利用登録手続きをしてください。

(1) 提出書類

児童1人につき1部、「利用登録書」

※「利用登録書」の提出をもって、利用登録の完了となります。

(2) 提出期限

①令和8年4月入会の児童

令和8年3月6日（金）必着

②令和8年5月以降に入会の児童、または年度途中で土曜日利用が必要になった児童

土曜日の利用を希望する日の7営業日前（営業日に土日祝は含まない）までに提出

<注意>5月9日（土）に利用する場合→提出期限：5月1日（金）18時までに提出

(3) 提出先

平日ご利用の放課後児童会

3. 保護者負担金の支払手続き

(1) 土曜日基本料（日額700円）※市が徴収します。

①納入方法

利用した月の利用日数に応じて、平日の月額基本料と同日に徴収します。

原則として、「口座振替」によるお支払いとなります。

納期限（口座振替日）は、利用した翌月の末日です。

②支払手続き

平日ご利用分の保護者負担金（基本料）と同じ口座から引き落としますので、土曜日ご利用分としての新たな口座振替の手続きは不要です。

(2) 会費（おやつ代）※運営事業者（アンフィニ）が徴収します。

①納入方法

おやつ代は、利用する月の利用予定日数に応じて、徴収します。毎月5日頃に、当月利用予定分の請求をお送りいたしますので、当月20日頃までにおやつ代のお支払いをお願いいたします。また、キャンセル等により請求後に利用回数が変更となった場合は、翌月の請求時に金額を調整いたします。支払いは、「enpay（エンペイ）」というLINEを活用したキャッシュレス決済サービスをご利用いただきます。保護者の皆様には、毎月のご請求に関してこちらのサービスを利用してお支払いいただきますので、ご承知いただきますようお願いいたします。なお、平日のおやつ代・登録料と同様の

支払方法となりますので、追加で「enpay（エンペイ）」の登録は不要です。

②支払手続き

毎月5日頃に、皆様のLINEに請求メッセージが届きます。メッセージ内に請求金額や明細が記載されておりますので、クレジットカード決済や各種QR/バーコード決済にて、当月20日頃までにおやつ代のお支払いをお願いいたします。

4. 利用方法

(1) 利用予約

平日ご利用の放課後児童会で1か月分の土曜日利用希望の予約を受け付けております。各児童会に設置しております「児童出席表」へご記入ください。

(2) 予約方法

平日ご利用の放課後児童会へ、前月20日頃までに翌月1か月分の利用予約をお願いいたします。各児童会に設置しております、「児童出席表」へ期日までにご記入ください。また、前月25日以降に新たに利用を予約される場合は、平日ご利用の放課後児童会へ直接またはお電話でお早めにご連絡ください。

(3) 利用予約（利用予約の取消）の期限

利用予約（利用予約の取消）は、利用（取消）を希望する土曜日の前週金曜日の18時までに、連絡してください。

例）4月の土曜日に利用する場合

利用日	利用予約（利用予約の取消）期限
4月4日（土）	3月27日（金）18時まで
4月11日（土）	4月3日（金）18時まで
4月18日（土）	4月10日（金）18時まで
4月25日（土）	4月17日（金）18時まで

例）5月前半の土曜日に利用する場合（平日・祝日に関わらず予約期限は同じ）

利用日	利用予約（利用予約の取消）期限
5月2日（土）	4月24日（金）18時まで
5月10日（土）	5月1日（金）18時まで

(4) 利用予約した日を取り消す方法

①前日までに利用予約を取り消す場合

平日ご利用の放課後児童会に設置しております「土曜日保育キャンセル表」に、必要事項をご記入いただき、平日ご利用の放課後児童会に提出してください。

※なお、前週金曜日の18時以降に手続きする場合は、保護者負担金（基本料、おやつ代）

が発生しますので、徴収の有無を職員と一緒にご確認ください。

②当日に利用予約を取り消す場合

利用予約した土曜日放課後児童会へ電話でご連絡ください。

《土曜日放課後児童会の連絡先》

開設場所	放課後児童会名	電話番号
気賀小学校	気賀放課後児童会	080-8820-7604
井伊谷小学校	井伊谷放課後児童会	080-8820-7620
三ヶ日東小学校	三ヶ日東放課後児童会	080-8820-7635

(5) 注意事項

- 期限時点でおやつや教材の発注・準備や支援員のシフト調整等をしますので、期限後のキャンセルや当日欠席の場合、原則保護者負担金は徴収させていただきます。
- 災害等による休会や出席停止に該当する疾病の場合、または在籍小学校での集団感染等による学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖で利用児童本人が感染していなくても利用を差し控えなければならない場合は、期限後の取消でも保護者負担金は徴収しません。

5. 利用にあたっての注意事項等

下記の注意事項をご確認いただき、ご了承した上で、利用登録を行ってください。

(1) 利用について

- 土曜日放課後児童会は、土曜日に保護者が家庭にいない児童の遊びや生活の場です。土曜日に就労等がない場合は利用できません。
- 利用登録後、保護者の就労先や就労状況、家庭環境等が変わった場合は、必ず在籍している平日ご利用の放課後児童会へ申し出てください。
- 平日ご利用の放課後児童会にご提出いただいた「誓約書」は、土曜日放課後児童会のご利用時においても適用されます。
- 退会後は、土曜日放課後児童会もご利用できません。
- 児童には集団での生活で協力して取り組むことや、遊びや生活の場面での決まりごと等を守るよう指導しています。保護者も利用上のルールを守り、放課後児童会の運営にご協力いただきますようお願いします。
- ・

(2) 放課後児童会での生活について

- 土曜日放課後児童会では、生活指導・自主勉強・自由遊び・読書・集団遊びなどをします。
- 学習指導は行いません。宿題などは保護者が必ず確認してください。
- 土曜日放課後児童会を利用する際はお弁当を持たせてください。

- ・ 食物アレルギー等により市販のおやつの提供を受けることができない場合は、必ず、「利用登録書」にご記入ください。必要に応じて、個別相談し、対応いたします。

(3) 送迎について

- ・ 保護者の送迎により児童会へ来所、帰宅するようお願いします。
- ・ 保護者の仕事が終わり次第、速やかにお迎えに来てください。
- ・ 開所時間内（午前8時から午後6時30分までの間）の送迎を厳守してください。
- ・ 利用予約で報告した来所予定時間よりも来所が遅れる場合は、利用予約をした土曜日放課後児童会へ電話で連絡してください。
- ・ お迎えに来る方は引き渡しカードに記載されている方に限りますが、行きに送ってくる方と帰りに迎えに来る方が異なる場合は、事前にご連絡ください。

(4) 持ち物について

- ・ 持ち物には、すべて名前の記入をお願いします。

【持ち物】

上靴、弁当（おはしも忘れずに）、水筒（飲み物は多めに。夏季は特に多めに）、勉強道具、ノートやお絵かき帳、本（必要に応じて）、タオル、ハンカチ、ナプキン（昼食用・おやつ用で計2枚）、帽子、着替え（下着も含む）

- ・ 金銭及び貴重品・ゲーム・カード・シール・お菓子など不必要なものは持たせないでください。